



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 宇野澤組鐵工所

代表者名 取締役社長 宇野澤 虎雄

(コード番号 6396 東証 2 部)

問合せ先 取 締 役 小楠 雄士  
総務部長

(TEL 03 - 3759 - 4191)

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第29条及び第38条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び社外監査役の氏名

- ・社外取締役 関 秀樹
- ・社外監査役 小野 浩道
- ・社外監査役 西村 賢

2. 責任限定契約の締結日

平成27年 6 月 26 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

(1) 第29条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(2) 第38条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成27年5月29日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法の規程に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を、本日開催の当社第123回定時株主総会に付議し、当該議案が原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結いたしました。

以 上